

新型コロナウイルス感染症の影響で
仕事や収入が激減している人が増えています

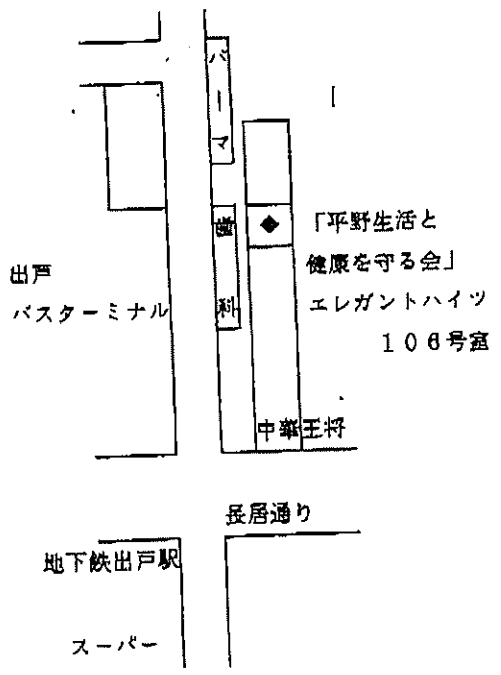


あなたの暮らしは 大丈夫ですか

くらしに困ったときには 生活保護制度を利用しましょう

生活保護は憲法 25 条に基づく国民の権利です。活用する資産がなく、収入が生活保護基準を下回っていれば、年齢、働ける・働けないに関係なく生活保護は申請できます。仕事をしていても年金を受給していても、生活保護基準に満たない場合であれば利用できます。

厚生労働省は各都道府県や市に事務連絡を出し、コロナ禍のもとで、①「就労の場を探すこと自体が困難」であれば、稼働能力の活用の可否を留保する、②保護の申請権を侵害する行為は厳に慎むことなどを強調しています。



平野生活と健康を守る会

平野区長吉出戸 4-5-38
エレガントハイツ長吉 106号

☎ 06-6790-4613

《業務》月曜～金曜 午前9時～午後4時30分

引きこもりの私が1枚のピラで助かりました

私は20年以上家に引きこもっていました。高校卒業後、勤めた会社でパワハラにあい、それ以降家に引きこもるようになりました。

何度も仕事に出ようと頑張りましたが、足がでませんでした。そうこうしている内に20年余りが過ぎました。今ではすっかり中年になりました。

3ヶ月前に父親が亡くなり、父の年金が入らなくなりました。私は途方に暮れました。これからどうして生きていこうかと悩みました。そんな時ポストに黄色いピラが入っていました。ワラにもすがる思いで相談に行きました。事務局の方はすぐに生活保護の申請に同行してくれました。役所の方は、まだ若いから仕事をさがせの一点張りでした。事務局の方は引きこもりの特徴を話して下さり、2週間後に保護が決定しました。ありがとうございました(45才男)

売上が激減。家賃も滞納。借金も・・・

塗装の仕事をしていましたが、2年ほど前から売上が激減。国金をはじめ金融機関から600万円ほどの借金が残っています。家の家賃も3ヶ月滞納しています。どうしようかとこまっていた時、友人が「生活と健康を守る会」に一度相談したらと勧めてくれました。

相談に行くと事務局の方が丁寧に解決の方向を示してくれました。まず、廃業の手続きとして、生活保護の申請に同行してもらいました。同時平行的に弁護士を紹介され、自己破産の手続きに着手してもらいました。弁護士費用は法テラスの融資を受け、生活保護の人は返済が免除されるとのことでした。

生活保護が2週間であり、家も転居費用が生活保護から出してもらいました。人生の終盤で大変な目にあいましたが、生活と健康を守る会のおかげで助かりました(68才・男)

小さな子どもを抱えて友人宅を転々と・・・

私は夫の暴力で2才の長女を抱えて着のみ着のまま家を飛び出しました。そして、友人宅を転々としていました。友人もそんなに長く家に置かしてくれません。

そんな時、友人の1人が一度生活と健康を守る会に相談に行ったらと言うので、ワラにもすがる思いで相談に行きました。すると事務局の方は真剣に事情を聴いて下さり、すぐにマンションの手配をしてくれました。礼金を分割して下さい、保証人もなしで、その日のうちに入居さしてくれました。

契約書を作り、翌日すぐに生活保護の申請に同行してくれました。子どもがまだ2才で、すぐに保育所に入所できないので、就労指導はうけませんでした。

弁護士も紹介され、離婚調停の手続きをしてもらっています。今では安心してくらしています。ありがとうございました。(25才・女)

研磨の自営を開業。税金のことが分からず

勤めていた会社を辞め、7月から工場を借りて研磨の仕事を始めました。

サラリーマンの時は税金は天引きで、税金の仕組みは全く分かりません。友人から生活と健康を守る会を紹介され、帳簿のつけ方などを教わり、所得税と消費税の仕組みも教えてもらいました。

日本の税制は重い生活費課税だということを知りました。自分の納得のいく自主申告が大事だと教えてもらいました。また消費税が10%と8%との複数税率となり、売上が1000万円未満の免税業者は取引から排除されるということで、仕事をもらいたければ課税業者を選択せざるを得ないということも教えてもらいました。売上が5000万円以下の業者は、簡易課税制度も使えるということです。いろいろと勉強させてもらいました。納得のいく申告をします。(33才・男)